

第19回定時株主総会

招集 ご通知

- 開催日時** 2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツ
ルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 議 案** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選
任の件

証券コード：3486

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

株主の皆様へ

不動産を通じて 豊かな社会を実現する

代表取締役社長

金 大仲



株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年1月1日に発生しました能登半島地震により被災されました皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈いたします。

さて、当社第19回定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期は、2022年中期経営計画の中間となる年になりましたが、売上高は412億円、経常利益は42億円、当期純利益は28億円といずれも過去最高を更新することができました。配当につきましては、2023年11月に発表しました上方修正を踏まえ、通期配当予想を47.5円増額し、100円に修正させていただきました。

2024年12月期は中期経営計画の最終年となり、さらに創業から第20期という節目を迎えます。従来から進めておりました、ESG・サステナビリティの取り組みについて、サステナビリティ方針、人材育成方針、社内環境整備方針として整理、明文化を行いました。中期経営計画および2024年12月期計画を達成し、各方針に基づく施策を進めることで、持続成長可能な企業として歩む土台を築く1年にしてまいります。

今後も企業理念の「不動産を通じて豊かな社会を実現する」ために、長期構想である「GLM VISION 2030」の達成に向けて、プライム上場企業として企業価値の持続的な向上を追求してまいります。

引き続き株主の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2024年3月

証券コード 3486
(発信日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社グローバル・リンク・マネジメント
代表取締役社長 金 大 仲

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.global-link-m.com/ir/library/enterprise/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3486/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「グローバル・リンク・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「3486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年3月27日(水曜日)午後6時までに**、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネット等により事前にご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第19期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第19期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、議決権行使についてのご案内は、【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面の記載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事前質問受付について

株主総会の議案や当社経営に関するご質問を、「事前質問受付サイト」にて受け付けます。いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただきます。予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

<事前質問受付期限：2024年3月21日（木）午後6時まで>

事前質問受付専用URL：<https://v.sokai.jp/3486/2024/glm/>

- ・ログインの際は、ID（株主番号9桁）とパスワード（「6525」）が必要となります。
- ・ご質問は、できる限り簡潔に、3問以内でご記載くださいますようお願い申し上げます。

※事前質問受付サイトは、毎日午前1時から午前5時までは、保守・点検のためご利用を休止いたします。

※議決権行使書用紙を投函する前に、必ずお手元に株主番号をお控えください。





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

00000000

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサポ
ログインQRコード

見本

00000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2、第3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

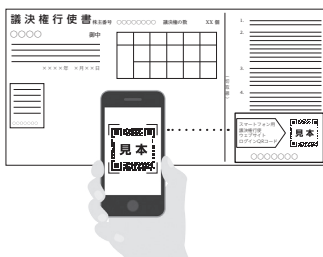
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

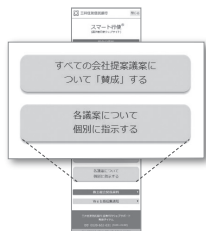
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

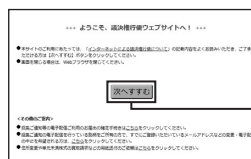
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

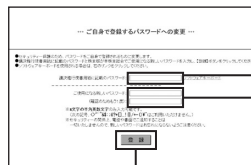
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

大切なお知らせ

株主総会資料の電子提供制度のご案内

2022年9月1日施行の改正会社法により「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本制度はこれまで株主様に書面でお届けしていた株主総会資料がウェブ化され、株主様には原則としてウェブサイトへアクセスのうえ、インターネットを通じてご確認していただくことになり、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をされた株主様にのみ株主総会資料を書面でお届けするものです。

今まで



これから



上記の法改正にかかわらず、株主様の利便性を考慮し、本定時株主総会については株主総会資料を一律に従来どおり書面でお届けしています。

今後も書面によるお受取りを希望される株主様へ（書面交付請求のお手続き）

次回以降の株主総会において、株主様にお届けする資料については未定ですが、次回以降も書面によるお受取りを希望される株主様は、以下の〔書面交付請求手続き等に関するお問い合わせ先〕又はお取引の証券会社などにて次回議決権基準日（定時株主総会については2024年12月31日）までに書面交付請求の手続きを完了していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【書面交付請求手続き等に関するお問い合わせ先】
三井住友信託銀行証券代行部0120-533-600
受付時間9：00～17：00 ※土・日・祝日・年末年始を除く。

事業報告

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

全般的な事業の状況

当連結会計年度におきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果及び新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことによる規制の緩和やインバウンド需要の回復、個人消費の持ち直し等、国内経済活動の正常化が進みました。一方で、原材料価格、エネルギー価格の高騰や物価上昇の継続、また世界的な金融引き締めの影響など、世界経済は依然として先行き不透明な状況が続いており引き続き注意を要する状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、世界的な原材料高による建築コストの高騰や優良用地不足による用地価格の高騰などの懸念はありますが、日本の低金利と円安を背景に国内及び海外投資家による、国内不動産への投資需要は底堅く推移しています。

このような経済状況のもと、当社グループは、レジデンス(マンション)商品の開発・販売を中心として事業展開をしてまいりました。当連結会計年度において、成長戦略に掲げているレジデンスの1棟パルク販売「まとめて販売」の推進により高付加価値化が実現した物件の引き渡しが進み、1棟及び区分販売にて計1,079戸販売いたしました。また、非レジデンス領域の新規事業である用地仕入事業につきまして、4物件の土地企画販売を実現しました。高付加価値化による売上総利益の向上、販売効率化による経費抑制、新規事業の計画前倒しを実現し、順調に事業が進捗しました。

2022年に発表した3ヶ年の中期経営計画の進捗につきましても、ZEH、BELS認証を取得した環境配慮型建築物件を含む物件仕入れ数について計画を上回っており、新規事業である非レジデンス領域の用地仕入事業、ビルディング事業についても着実に推進できております。また、DX領域におけるIT関連事業を行う子会社を設立し、今後の収益貢献が期待される事業を開始しております。中期経営計画の最終年度である2024年12月期における売上高500億円、経常利益50億円の達成に向けて引き続き順調な進捗状況であります。

この結果、当連結会計年度は売上高41,258,887千円、営業利益4,586,942千円、経常利益4,260,665千円、親会社株主に帰属する当期純利益2,878,780千円となりました。

なお、当連結会計年度において、不動産ソリューション事業とプロパティマネジメント事業を同一セグメントとして集約したため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等より物件・開発用地の仕入資金として11,996,406千円の借入・資金調達、納税・運転用資金として4,302,766千円の借入及び以下のとおり社債発行を行い、総額16,499,172千円の資金調達を行っております。

会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
当社	第3回無担保社債	2023年10月20日	200,000千円	2026年10月20日

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2020年12月期)	第17期 (2021年12月期)	第18期 (2022年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	26,840,602	—	35,673,388	41,258,887
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	686,346	—	1,458,850	2,878,780
1株当たり当期純利益 (円)	90.24	—	183.56	360.75
総資産(千円)	19,029,136	—	32,319,788	32,047,535
純資産(千円)	4,478,741	—	6,446,485	8,939,516
1株当たり純資産額 (円)	579.01	—	808.76	1,116.64

(注) 1. 第17期は非連結決算に移行したため非表示にしており、第18期より再び連結決算に移行したことから、連結計算書類での財産及び損益の状況を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2020年12月期)	第17期 (2021年12月期)	第18期 (2022年12月期)	第19期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	24,313,146	30,675,279	35,545,819	41,129,354
当期純利益(千円)	558,405	1,423,767	1,453,590	2,846,099
1株当たり当期純利益 (円)	73.41	182.11	182.90	356.65
総資産(千円)	18,232,384	21,767,202	32,299,475	32,002,975
純資産(千円)	4,038,214	5,235,725	6,440,813	8,898,452
1株当たり純資産額 (円)	522.06	660.85	809.01	1,112.81

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

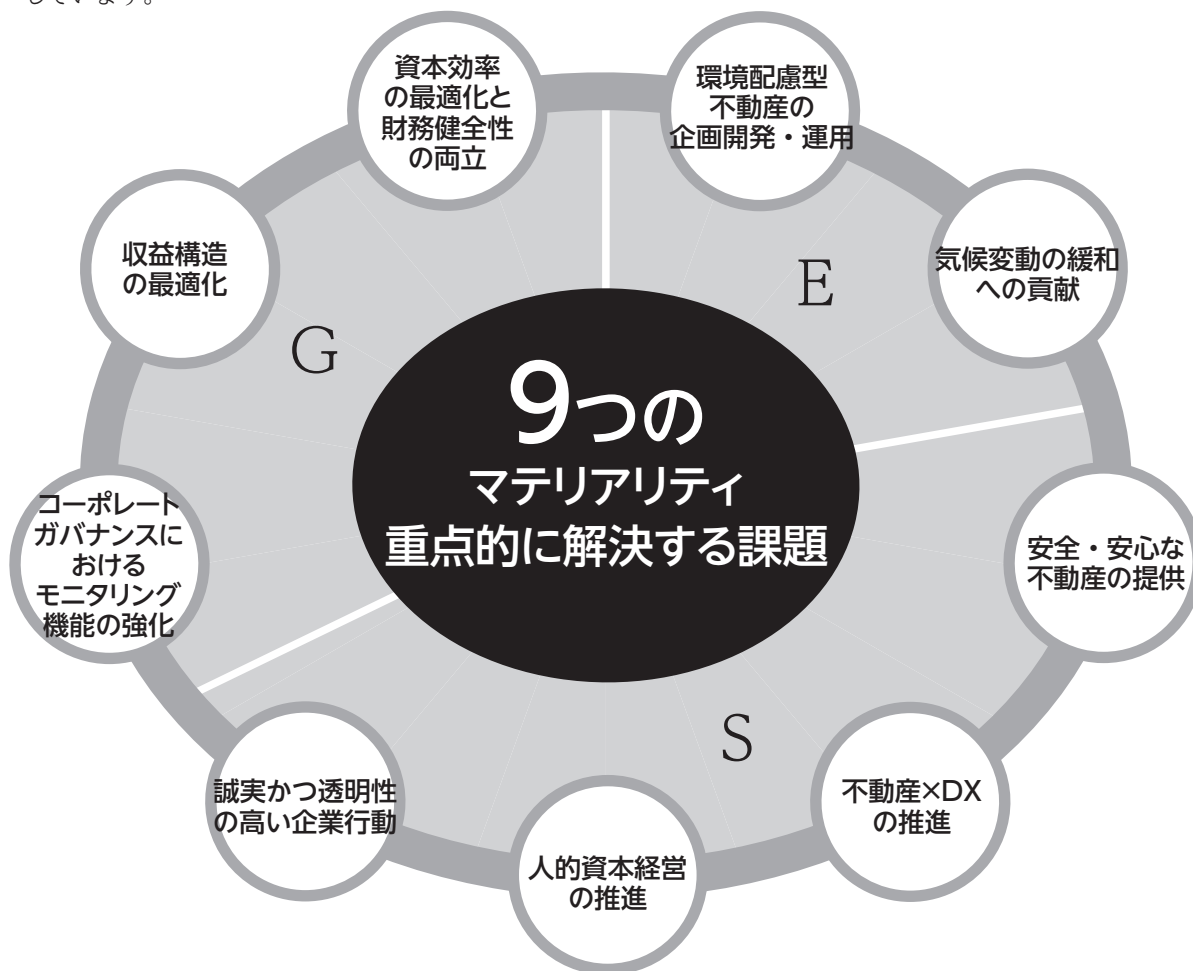
名 称	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G&G Community	10,000千円	60.0%	分譲マンション総合管理業
AtPeak株式会社	10,000千円	100.0%	IoT及びIT関連事業

(注) 2023年12月18日に、当社100%出資により、「AtPeak株式会社」を設立し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題「マテリアリティ」

① 「マテリアリティ」

当社グループは、「GLM VISION 2030」の達成を確実なものとするために、2030年を期限に、重点的に解決する課題として、9つの「マテリアリティ」を特定しました。「マテリアリティ」の評価では、ステークホルダーにとっての重大なESG課題はもちろんのこと、「GLM VISION 2030」を実現する上で必要な経営基盤の強化や、2030年、さらにその先に向けて企業価値を向上させることも考慮しています。



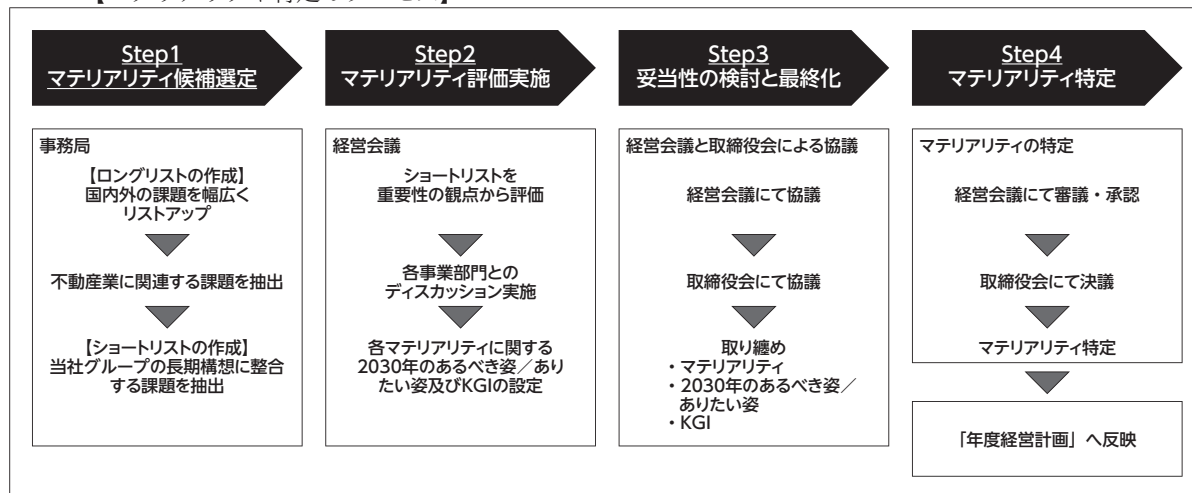
【マテリアリティ、2030年のあるべき姿／ありたい姿、2030年のKGI】

マテリアリティ	2030年のあるべき姿／ありたい姿	2030年のKGI
環境配慮型不動産の企画開発・運用	環境配慮型不動産の開発・保有率100%	①自社開発物件でのZEH-M Oriented/ZEB Ready（延べ床10,000㎡以上の場合はZEB Oriented）の割合 ②自社保有物件での環境認証取得割合
人的資本経営の推進	成長意欲がある人材に選ばれる企業になり、多様性に富んだ組織である	①スキルスコア ②エンゲージメントスコア (a) 総スコア (b) 新卒採用者の満足度 (c) キャリア採用者の満足度 (d) キャリアチャレンジ制度利用者の満足度 ③多様性比率（女性管理職比率） ④採用時のValue共感度
安全・安心な不動産の提供	自然災害に強く防犯性能の高い、健康・快適な安全と安心な環境を備えた開発物件保有率100%	災害・防犯・健康・快適な自社開発物件の保有割合（ResReal、CASBEE ウェルネスオフィスなどの認証を取得した物件）
不動産×DXの推進	不動産とテクノロジーを融合させ、社会課題を解決するサービスを生み出す	売上貢献
誠実かつ透明性の高い企業行動	①誠実な企業活動により、不動産市場より高い信頼を得ている ②透明性の高い情報開示により資本市場から評価されている	①企業理念および行動規範定着度 ②GPIF採用指数の構成銘柄に選定される
気候変動の緩和への貢献	2050年のカーボン・ニュートラル社会の実現に向けて事業に伴う温室効果ガスの排出量が国際的な基準に適合している	温室効果ガス排出量（Scope 1・2・3）削減率
収益構造の最適化	業容拡大によるフロー収益の増強とストック収益の比率向上により経営が安定している	①フロー収益の成長率 ②ストック収益（ストック粗利）による固定販管費のカバー率
資本効率の最適化と財務健全性の両立	資本効率の最適化と財務健全性の両立により企業価値が向上している	①ROE ②自己資本比率 ③DEレシオ
コーポレートガバナンスにおけるモニタリング機能の強化	監督と経営執行が分離され、GLM VISION 2030 実現に向けて取締役および経営執行責任者が多様性と高いスキルを充足している	①取締役及び経営執行責任者のスキルの充足度 ②女性取締役比率

② 「マテリアリティ」特定の目的とプロセス

当社グループは、「GLM VISION 2030」と「マテリアリティ」を連動させ、持続的な成長と企業価値の向上を達成し、事業を通じて社会課題の解決を図っていきます。そのために、「マテリアリティ」ごとに“2030年のあるべき姿／ありたい姿”と“2030年のKGI”を設定し、担当部署がKGI達成に向けたKPIと具体的なアクションプランを策定、それらを「年度経営計画」に反映させています。

【マテリアリティ特定のプロセス】



(5) **主要な事業内容** (2023年12月31日現在)

マンションの開発、マンション新築完成物件・中古物件仕入及び開発・仕入をしたマンションの販売、マンションのプロパティマネジメント業務の受託、土地の企画販売、オフィスビルの仕入・賃貸及び販売

(6) **主要な営業所** (2023年12月31日現在)

①当社

名	称	所在地
本	社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

②子会社

名	称	所在地
株式会社G&G Community		東京都中央区日本橋室町四丁目1番5号
AtPeak株式会社		東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(注) 2023年12月18日に、当社100%出資により、「AtPeak株式会社」を設立し、連結子会社といたしました。

(7) **使用人の状況** (2023年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
129(7)名	2名増(1名増)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（嘱託社員を含む。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載していません。
2. 当連結会計年度において、不動産ソリューション事業とプロパティマネジメント事業を同一セグメントとして集約したため、セグメント別の記載を省略しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129(7)名	2名増(1名増)	35.0歳	5.5年

(注) 使用人数は、就業人員数（嘱託社員を含む。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,969,182千円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	1,840,000
ダ イ ヤ モ ン ド ア セ ッ ト フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	1,610,000
東 京 シ テ ィ 信 用 金 庫	1,322,000
城 北 信 用 金 庫	1,258,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況及び会社役員の状況等

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,996,544株
 (注) 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は35,100株増加しております。
- ③ 株主数 7,175名 (前期末比5,089名減少)
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社G 2 A	2,701,500株	33.78%
金 大仲	1,747,500	21.85
富永 康将	334,500	4.18
セントラル短資株式会社	140,700	1.75
鈴木 東洋	113,400	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	111,200	1.39
由岐 洋輔	110,800	1.38
富田 直樹	108,400	1.35
上田八木短資株式会社	79,300	0.99
株式会社谷口工務店	71,100	0.88

(注) 持株比率は、自己株式(134株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。
 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。)	23,500株	4名

(注) 当社の株式報酬等の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員の状況 ⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2016年8月10日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)1		普通株式160株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込 は要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額 (注)1		新株予約権1個当たり 2,140円 (1株当たり134円)
権利行使期間		2018年8月23日から 2026年8月10日まで
付与対象者の区分及び人数		監査等委員である取締役1名
行使の条件		(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査等委員である 取締役	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 32株 保有者数 1名

(注) 1. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上記新株予約権の目的となる株式の種類と数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式分割後の数値を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 大 仲	(株)G2A 代表取締役 AtPeak(株) 代表取締役
取締役執行役員	富 永 康 将	ビルディング事業グループ長
取締役	鈴 木 東 洋	(株)G&G Community 代表取締役 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役
取締役執行役員	富 田 直 樹	用地仕入事業グループ長
取締役 (監査等委員・常勤)	賀 茂 淳 一	
取締役 (監査等委員)	琴 基 浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役 (監査等委員)	中 西 和 幸	田辺総合法律事務所パートナー

② 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
富 永 康 将	取締役	取締役執行役員 ビルディング事業グループ長	2023年1月1日
富 田 直 樹	取締役	取締役執行役員 用地仕入事業グループ長	2023年1月1日
金 大 仲	代表取締役社長 (株)G2A 代表取締役	代表取締役社長 (株)G2A 代表取締役 AtPeak(株) 代表取締役	2023年12月18日

- (注) 1. 取締役 (監査等委員・常勤) 賀茂淳一氏、取締役 (監査等委員) 琴基浩氏、取締役 (監査等委員) 中西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレート・ガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役 (監査等委員) 賀茂淳一氏を常勤の取締役 (監査等委員) に選定しております。
2. 取締役 (監査等委員) 琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。

4. 2024年1月1日付で、代表取締役社長 金大仲氏は、社長執行役員に就任しております。
5. 2024年1月1日付で、取締役 鈴木東洋氏は、執行役員に就任しております。
6. 当社は、社外取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(参考) 2024年1月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員の氏名等は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	平山彰悟	開発事業
執行役員	小川秀彦	リスク管理 法務
執行役員	小澤ひろこ	サステナビリティ 人事総務

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を一部改定のうえ、決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです

a. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）に関する方針

当社の取締役における、個人別固定報酬の額につきましては、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役における、業績連動報酬（賞与）につきましては、2020年2月21日開催の取締役会決議により、新たに導入しており、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき、固定報酬と合計して年額300百万円以内の範囲で支給することとしております。

中期経営計画の数値目標の1つとして掲げている経常利益を指標とし、原則として、各事業年度における期初の連結経常利益目標達成時に支給することとしております。

各取締役への支給額は、一人あたりの上限を10百万円に設定し、各取締役への支給額を、その範囲内で、個人評価等に基づき、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含

む。)又は、株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏ま

えて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、上記のとおり固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成しており、業績目標達成時における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の比率は、業績目標の達成度合い等を踏まえて決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・ 固定報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、定時株主総会後の取締役会で決議の上、4月より月例で支給。
- ・ 業績連動報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、事業年度の実績に基づき、上限額の範囲内で支給金額を決定し、取締役会で決議の上、4月に支給。
- ・ 非金銭報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、4月の取締役会にて譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、5月に割当を実施。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	152,850 (-)	112,800 (-)	12,000 (-)	28,050 (-)	4名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	31,200 (31,200)	31,200 (31,200)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	184,050 (31,200)	144,000 (31,200)	12,000 (-)	28,050 (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
3. 上記の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定する旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
5. 業績連動報酬に係る業績指標は、中期経営計画における指標であることから、経常利益(賞与計上前)を選定しており、その実績は4,272,665千円であります。当該業績連動報酬の額の算定方法は、「イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 b. 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。
6. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額28,050千円が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査等委員である取締役賀茂淳一氏は、中小企業診断士であります。
 - ・ 監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して 行った業務の概要
監査等委員である 取締役	賀 茂 淳 一	<p>当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会13回、及び指名報酬諮問委員会14回全てに出席しました。</p> <p>常勤の監査等委員として、取締役会、監査等委員会及び社内重要会議体に参加し、中小企業診断士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である 取締役	琴 基 浩	<p>当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会13回、及び指名報酬諮問委員会14回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である 取締役	中 西 和 幸	<p>当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会13回、及び指名報酬諮問委員会14回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積り等の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項ありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

(内部統制システム整備の状況)

A. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないものとします。
- ② 監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

B. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求められることができるものとします。
- ② 取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行うものとします。
- ③ 取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとします。
- ④ 監査等委員に上記②又は③の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用するものとします。

C. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつものとします。
- ② 監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

- D. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努めるものとします。
 - ②「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行うものとします。
 - ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行うものとします。
 - ④内部通報制度に基づく通報窓口を社内・社外共に設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努めるものとします。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応するものとします。
- E. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証するものとします。
- F. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討するものとします。
- G. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「取締役会規程」に基づき、定例取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行うものとします。
 - ②「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行うものとします。
- H. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとします。
 - ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及びグループ全体の業務の適正を確保するための体制の構築と運用を行っております。

②コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論を行っております。法務部によるコンプライアンスに関する研修・啓発活動の他、外部講師による定期的な研修、経営者による全社的情報発信を行っております。また、内部通報制度に基づく相談窓口の存在の周知を徹底して行っております。その他ハラスメント防止活動を組織的に推進しております。

③リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、リスクの洗い出し・管理を行っております。重要なリスクを一元的に管理することにより有効かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。また、リスク事象が発生した場合、速やかに「リスク事象報告」を行うこととなっており、その後の当該事象の再発防止計画の策定・一定期間のモニタリングの実施といったところまで管理体制を整備・運用しております。

④子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。

⑤取締役の職務執行

当期取締役会を18回開催(左記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議1回)しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

⑥監査等委員会

当期監査等委員会を13回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。また、会計監査人、内部監査責任者と定期的な情報交換を行っており、加えて必要に応じた適宜の情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度におきましては、期末配当を1株当たり100円といたしました。

非レジデンス領域をはじめ、出資やM&A等エクイティでの投資を要する可能性を踏まえ、配当金は2023年12月期と同額に据え置きます。ただし、投資目標額等を上回る投資実行がなかった場合、配当性向30%を目標として配当、若しくはその他の還元に充当します。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,232,366	流 動 負 債	14,041,739
現金及び預金	8,648,909	短期借入金	2,628,042
販売用不動産	3,138,868	1年内償還予定の社債	114,800
仕掛販売用不動産	14,805,345	1年内返済予定の長期借入金	8,230,907
貯 蔵 品	1,510	未 払 金	1,628,914
前 渡 金	1,413,121	未 払 法 人 税 等	1,053,514
そ の 他	226,501	転貸事業損失引当金	5,862
貸倒引当金	△1,891	そ の 他	379,697
固 定 資 産	3,815,169	固 定 負 債	9,066,279
有 形 固 定 資 産	3,209,419	社 債	267,200
建 物	1,230,497	長 期 借 入 金	8,707,854
土 地	1,950,338	転貸事業損失引当金	3,022
そ の 他	28,583	そ の 他	88,202
無 形 固 定 資 産	86,410	負 債 合 計	23,108,018
投資その他の資産	519,339	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	14,400	株 主 資 本	8,929,133
関係会社株式	76,930	資 本 金	568,328
出 資 金	350	資 本 剰 余 金	368,328
繰延税金資産	355,169	利 益 剰 余 金	7,992,634
そ の 他	74,588	自 己 株 式	△157
貸倒引当金	△2,100	非 支 配 株 主 持 分	10,383
資 産 合 計	32,047,535	純 資 産 合 計	8,939,516
		負 債 純 資 産 合 計	32,047,535

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,258,887
売上原価	33,552,435
売上総利益	7,706,451
販売費及び一般管理費	3,119,508
営業利益	4,586,942
営業外収益	
受取配当金	1,790
持分法による投資利益	35,441
投資事業組合運用益	73,159
雑収入	14,281
その他	104
営業外費用	
支払利息	354,876
支払手数料	83,059
その他	13,118
経常利益	4,260,665
経常損失	
固定資産除却損	1,042
税金等調整前当期純利益	4,259,622
法人税、住民税及び事業税	1,454,975
法人税等調整額	△76,843
当期純利益	2,881,491
非支配株主に帰属する当期純利益	2,710
親会社株主に帰属する当期純利益	2,878,780

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	553,533	353,533	5,531,824	△78	6,438,812
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14,794	14,794			29,589
剰 余 金 の 配 当			△417,971		△417,971
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,878,780		2,878,780
自 己 株 式 の 取 得				△79	△79
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	14,794	14,794	2,460,809	△79	2,490,320
当 期 末 残 高	568,328	368,328	7,992,634	△157	8,929,133

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	7,673	6,446,485
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		29,589
剰 余 金 の 配 当		△417,971
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		2,878,780
自 己 株 式 の 取 得		△79
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	2,710	2,710
当 期 変 動 額 合 計	2,710	2,493,030
当 期 末 残 高	10,383	8,939,516

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,200,258	流動負債	14,038,243
現金及び預金	8,610,635	短期借入金	2,628,042
販売用不動産	3,138,868	1年内償還予定の社債	114,800
仕掛販売用不動産	14,805,345	1年内返済予定の長期借入金	8,230,907
貯蔵品	1,510	未払金	1,617,515
前渡金	1,413,121	未払法人税等	1,052,485
その他	232,668	転貸事業損失引当金	5,862
貸倒引当金	△1,891	その他	388,629
固定資産	3,802,717	固定負債	9,066,279
有形固定資産	3,208,898	社債	267,200
建物	1,230,497	長期借入金	8,707,854
土地	1,950,338	転貸事業損失引当金	3,022
その他	28,062	その他	88,202
無形固定資産	86,410	負債合計	23,104,522
投資その他の資産	507,408	(純資産の部)	
投資有価証券	14,400	株主資本	8,898,452
関係会社株式	65,000	資本金	568,328
出資金	350	資本剰余金	368,328
繰延税金資産	355,169	資本準備金	368,328
その他	74,588	利益剰余金	7,961,953
貸倒引当金	△2,100	その他利益剰余金	7,961,953
		繰越利益剰余金	7,961,953
		自己株式	△157
資産合計	32,002,975	純資産合計	8,898,452
		負債純資産合計	32,002,975

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	41,129,354
売 上 原 価	33,422,774
売 上 総 利 益	7,706,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,121,610
営 業 利 益	4,584,969
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	1,790
投 資 事 業 組 合 運 用 益	73,159
雑 収 入	14,281
そ の 他	104
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	354,876
支 払 手 数 料	83,059
そ の 他	13,118
経 常 利 益	4,223,250
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,042
税 引 前 当 期 純 利 益	4,222,207
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,452,952
法 人 税 等 調 整 額	△76,843
当 期 純 利 益	2,846,099

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	553,533	353,533	353,533	5,533,825	5,533,825	△78	6,440,813	6,440,813
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	14,794	14,794	14,794				29,589	29,589
剰余金の配当				△417,971	△417,971		△417,971	△417,971
当 期 純 利 益				2,846,099	2,846,099		2,846,099	2,846,099
自己株式の取得						△79	△79	△79
当期変動額合計	14,794	14,794	14,794	2,428,128	2,428,128	△79	2,457,639	2,457,639
当 期 末 残 高	568,328	368,328	368,328	7,961,953	7,961,953	△157	8,898,452	8,898,452

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 照 代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 照 代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 賀 茂 淳 一 ㊟
監 査 等 委 員 琴 基 浩 ㊟
監 査 等 委 員 中 西 和 幸 ㊟

(注) 監査等委員 賀茂 淳一、琴 基浩及び中西 和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社事業内容の今後の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- ② 業務執行責任の明確化を図り、監督と経営執行の分離を強化するため、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）に定める役付取締役を代表取締役社長のみとし、執行役員に基づく役位により役付する体制に移行するものであります。
また、第20条の変更に伴い、第13条（招集権者及び議長）及び第21条（取締役会の招集権者及び議長）につきましても変更するものであります。
- ③ 現行定款第38条（剰余金の配当の基準日）につきまして、記載を中間、期末の順に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 （現行どおり）
1.～13. （条文省略）	1.～13. （現行どおり）
14. 商業施設、店舗、旅館、ホテルなどの企画、経営及びコンサルティング業務	14. 商業施設、店舗、 <u>サウナ、スポーツクラブ、飲食店、ホテル</u> その他の宿泊施設及び <u>有料老人ホーム</u> などの企画、 <u>運営、管理</u> 、経営及びコンサルティング業務
15.～17. （条文省略）	15.～17. （現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	<u>18. コンピュータ・システム、コンピュータ・ソフトウェア、デジタルコンテンツの設計、開発、制作、製造、販売、リース、賃貸、運用、保守管理及び輸出入</u>
(新設)	<u>19. 人工知能に関する研究、企画、開発、販売及び保守</u>
(新設)	<u>20. コンピュータ・ハードウェア、電気機械機器、電気通信機器、情報通信機器及び各種端末機器、周辺機器の設計、製造、販売、運用、保守、修繕及び輸出入</u>
(新設)	<u>21. 著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u>
(新設)	<u>22. 電気通信事業</u>
(新設)	<u>23. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u>
(新設)	<u>24. 各種マーケティング事業</u>
(新設)	<u>25. 農作物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売</u>
(新設)	<u>26. 風力・太陽光・地熱の利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業</u>
(新設)	<u>27. 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋</u>
(新設)	<u>28. 倉庫業、梱包業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、旅客自動車運送事業、港湾運送関連事業、通関業</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>18. 前各号及び下記事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等による事業活動の管理、指導、支援、支配</p> <p>宅地建物取引業、不動産及び不動産証券化商品に関する投資助言・代理業及び投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業及び投資信託委託業並びにそれらに付帯関連する一切の業務</p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>29. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング事業</p> <p>30. 子会社及び関連会社等の事業活動の経営管理又はこれらに対する経営指導、コンサルティング業務若しくはアドバイザリー業務の提供等</p> <p>31. (現行どおり)</p> <p>32. (現行どおり)</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>代表</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役1名を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選定し、<u>その他に代表取締役を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日、6月30日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年6月30日、12月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に關しましては、当社監査等委員会は、取締役会の監督と経営執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>金 大 仲 (1974年6月2日)</p> <p>再任</p>	<p>1997年4月 (株) 商工ファンド入社 1997年10月 (株) テイマン入社 2003年12月 (株) ディベックス入社 2005年3月 当社設立 当社代表取締役 2007年11月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役 2015年10月 当社代表取締役社長 2015年11月 (株) G 2 A 代表取締役(現任) 2016年8月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 2023年12月 AtPeak (株) 代表取締役(現任) 2024年1月 当社代表取締役社長執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株) G 2 A 代表取締役 AtPeak (株) 代表取締役</p>	1,747,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	とみ なが やす まさ 富 永 康 将 (1980年4月26日) 再任	2003年4月 (株)ディベックス入社 2005年4月 当社入社 2005年5月 当社専務取締役 2015年1月 当社専務取締役営業本部長 2015年7月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役 2018年1月 当社専務取締役 2019年1月 当社専務取締役営業本部長 2020年1月 当社専務取締役 アセットマネジメント事業本部長 2021年1月 当社専務取締役 2021年3月 当社取締役 2023年1月 当社取締役執行役員兼ビルディング事業グループ長(現任)	334,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>すずきとうよう 鈴木東洋 (1976年9月24日)</p> <p>再任</p>	<p>1995年4月 ヤナギダ陸運(株)入社 2002年12月 (株)ディバックス入社 2005年4月 当社入社 2005年5月 当社取締役管理部長 2009年9月 (株)AMBITION 社外取締役 2015年1月 当社取締役管理本部長 2021年1月 当社取締役 2021年2月 (株)G&G Community 代表取締役 (現任) 2022年10月 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役 (現任) 2024年1月 当社取締役執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)G&G Community 代表取締役 SAGLアドバイザーズ(株) 取締役</p>	113,400株
4	<p>とみなおき 富田直樹 (1979年12月26日)</p> <p>再任</p>	<p>2003年4月 (株)ディバックス入社 2005年7月 当社入社 2006年8月 当社取締役営業部長 2015年1月 当社取締役営業本部 担当副本部長 2018年1月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役海外事業本部長 2022年1月 当社取締役 2023年1月 当社取締役執行役員兼用地仕入事業グループ長(現任)</p>	108,400株

(注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、常勤監査等委員の交代後も円滑に監査機能を維持・向上させるために1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	すぎ たに ひと し 杉 谷 仁 司 (1958年6月7日) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1982年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入社 2009年4月 同行 中野駅前支店長 兼 中野駅南口支店長 2011年9月 (株)ポイント(現(株)アダストリア)執行役員総務部長 2016年3月 (株)大塚家具(現(株)ヤマダデンキ)執行役員財務部長 2017年3月 同社 取締役 常務執行役員 2018年6月 (株)エー・ピーカンパニー(現(株)エー・ピーホールディングス)専務取締役 2020年6月 同社 取締役 常勤監査等委員	200株
2	か も じゅん いち 賀 茂 淳 一 (1953年9月12日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1976年4月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株))入社 2009年4月 ソニーモバイルディスプレイ(株) 監査役 2012年6月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 監査役 2012年6月 ソニービーシーエル(株) 非常勤監査役 2013年1月 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン(株) 非常勤監査役 2017年10月 (株)eNFC 監査役 2018年1月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 監査役 2018年3月 当社社外取締役(監査等委員・常勤) (現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	こと 基 ひろ 琴 基 浩 (1966年2月6日) 再 任 社 外 独 立	1991年9月 KPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）入社 1993年9月 お茶の水総合事務所（現税理士法人お茶の水税経）入所 1995年6月 琴税理士事務所 所長（現任） 2000年12月 （株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役（現任） 2016年4月 当社監査役 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 琴税理士事務所 所長 （株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役	128株

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	なか にし かず ゆき 中 西 和 幸 (1967年6月16日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独 立</div>	1992年 4 月 住友海上火災保険 (株) 入社 1995年 4 月 田辺総合法律事務所入所 (現任) 2007年 4 月 第一東京弁護士会総合法律研究所 会社法研究部会部会長 2010年 5 月 (株) レナウン 社外取締役 2012年 4 月 国分寺市オンブズパーソン 2012年 6 月 オーデリック(株) 社外監査役 2017年 6 月 (株) VAZ 社外監査役 2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会 臨時委員 2018年 3 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所 パートナー	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社と賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 杉谷仁司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。
4. 杉谷仁司氏、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由及び社外取締役に期待される役割の概要
 - (1) 杉谷仁司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での豊富な経験、また、上場企業の取締役及び監査等委員を歴任した経験に基づく知識と幅広い見解を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。
 - (2) 賀茂淳一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 - (3) 琴基浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士の資格を有しており、職務を通じて培わ

れた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年10ヶ月となります。

- (4) 中西和幸氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に参与した経験はありませんが、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。3氏の再任が承認された場合には、引続き3氏を独立役員とする予定であります。また、杉谷仁司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案において杉谷仁司氏、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

以 上

■ (参考) スキルマトリックス

当社は、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、様々な環境変化に対応し、競争に勝ち抜き、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現します。

また、人々の幸せと豊かな社会に「リンク」し、ガバナンス体制の充実や、サステナビリティを重視した経営に取り組んでいます。

当社の取締役会は、多様な価値観のもと、経営の透明性・健全性の維持等の観点からメンバーを構成しており、各々の経験・スキルを活かし、当社の長期構想である「GLM VISION 2030」の実現を目指します。

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス (取締役)									
氏名	当社における地位	企業経営	不動産ビジネス	サステナビリティ	I T DX	財務会計	人材組織	法務リスク	ガバナンス
金 大仲	代表取締役社長執行役員	●	●	●			●		
富永 康将	取締役執行役員		●						
鈴木 東洋	取締役執行役員		●			●			●
富田 直樹	取締役執行役員		●						
杉谷 仁司	監査等委員 (常勤)					●		●	●
賀茂 淳一	監査等委員				●		●		●
琴 基浩	監査等委員	●				●			
中西 和幸	監査等委員		●	●				●	●

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス (執行役員)									
氏名	当社における地位	企業経営	不動産ビジネス	サステナビリティ	I T DX	財務会計	人材組織	法務リスク	ガバナンス
平山 彰悟	執行役員		●						
小川 秀彦	執行役員	●	●					●	●
小澤ひろこ	執行役員			●		●	●		

(※) 本表は各取締役・執行役員が有する全てのスキルを表すものではありません。

(※) 「企業経営」スキル保有者は、代表経験者(子会社、関係会社を除く。)となります。

(※) スキル等の考え方について見直しを行ったため、従前とは一部記載が異なります。

■スキルの内容と選定理由

項 目	スキルの内容及び選定理由
企業経営	組織マネジメントの観点から総合的な判断が求められているため、個別の専門性に偏らない事業経営・組織運営に関する経験・スキルが必要と考えます。
不動産ビジネス	既存不動産事業の拡大及び関連新規事業への進出を通して、安全・安心な不動産を提供しつつ、収益構造の最適化を進めるために、不動産ビジネスに関する経験・スキルが必要と考えます。
サステナビリティ	環境配慮型不動産の企画・開発などを通じて、サステナビリティ課題の解決に貢献し、当社の企業理念の一つである「環境・社会・当社の三方よし」を体現するために、サステナビリティに関する経験・スキルが必要と考えます。
I T ・ D X	全社的なデジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備、新たな価値創造に向け先進情報技術を活用するためには、IT・DXに関する経験・スキルが必要と考えます。
財務・会計	当社の資本効率の最適化及び財務健全性の向上を行うために、財務に関する経験・スキルが必要と考えます。また、財務会計や内部統制のみならず経営管理において重要な役割を果たすことから会計に関する経験・スキルが必要と考えます。
人材・組織	当社は人材戦略を経営戦略の一つとし、人材の価値を最大限に引き出すことは中長期的な企業価値向上に繋がると考え、人材育成方針・社内環境整備方針に基づき、人的資本経営を推進するために、人材・組織に関する経験・スキルが必要と考えます。
法務・リスク	企業の持続的な成長、「GLM VISION 2030」の実現に向け、広範なリスクに対応し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底を図るため、法務・リスク管理に関する経験・スキルが必要と考えます。
ガバナンス	監督と経営執行の分離を進めつつ、多様性があり高度な専門スキルを持つ社員を統合し、誠実で透明性の高い企業経営を進めるうえで、企業ガバナンスに関する経験・スキルが必要と考えます。

■（参考）2023年度の活動ハイライト

「サステナビリティ方針」、「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」を策定しました。



当社グループは、「サステナビリティ方針」、「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」を策定しました。これらの方針は、企業理念の直下に位置づけられる経営方針を成すものです。方針の策定に伴い、サステナビリティ推進部を新設し担当の執行役員も設置しました。また、スキルマネジメントを導入し、個人が仕事を通じて能力を高められる仕組みを整備しています。

「サステナビリティ方針」

当社グループは、当社グループの長期構想である「GLM VISION 2030」において「不動産×環境×DXにより、サステナブルな不動産開発・運用No.1」をゴールに置くなどして、サステナビリティを経営のベースに据えてきました。この度、当社グループ全体でのサステナビリティ推進を強化すべく「サステナビリティ方針」を策定しました。

当社グループの「サステナビリティ方針」は、以下の通りです。

「サステナビリティ方針」

GLMは、企業理念の一つとして『**不動産を通じて豊かな社会を実現する**』を「Mission」に掲げ、その実現に向けた大切な価値基準として「Value」を定めています。

「Value」には、「**No.1**」「**挑戦**」「**共創**」を掲げており、社員、顧客、人と社会、地球環境を考慮することを3つの「Value」に込めています。

「Value」に基づき「Mission」を遂行するためには、GLMが注力すべき**マテリアリティ（重要課題）**を特定し、中期経営計画の中に組み込んでアクションプランを立て、事業を通じて実行していくことが重要だと考えています。

GLMは、サステナブルな社会と持続的な企業価値の向上の両方を追求することで成長を目指します。

- ・サステナビリティ推進のためのマネジメント体制を構築します
- ・長期ビジョンを掲げ、GLMが注力すべきマテリアリティ（重要課題）を特定します
- ・マテリアリティ（重要課題）のアクションプランを立て、事業を通じて実行します

「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」

当社グループは、多様な社員一人ひとりがスキルを磨き活躍することが、唯一無二の価値創造や生産性の向上をもたらし、その結果が利益に還元される好循環の実現が経営方針を支える最も重要な要因であると考えています。

「Value」に掲げた「No.1 挑戦 共創」を踏まえ、当社グループが求める人材像について経営会議で議論を重ね、以下の通りに、「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」を策定しました。

当社グループの「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」は、以下の通りです。

「人材育成方針」

～Value (No.1・挑戦・共創) を実現する人材の育成を目指します～

当社は、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、社員一人ひとりを、プロフェッショナルとして、主体的に挑戦し、新しい価値を創り出せる人材に育成します。

「社内環境整備方針」

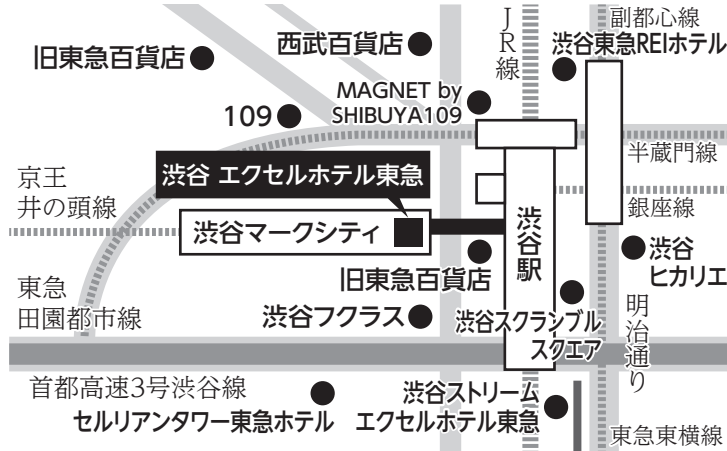
～ウェルビーイングの実現に向けて社内環境整備を積極的に行います～

- ▶成長と育成
 - ・当社は、社員一人ひとりがプロフェッショナルであることを目指し、その成長機会を提供します。
- ▶挑戦への支援
 - ・当社は、スキルを向上させるため、キャリアの選択肢を広げ、挑戦への機会を提供します。
- ▶多様性の尊重
 - ・当社は、多様な価値観を尊重することにより、新しい価値を生み出す環境を整備します。
- ▶心理的安全性の確保
 - ・当社は、個々を受け入れ、対話をしながら、心理的安全性の高い環境を整備します。
- ▶働く環境の選択
 - ・当社は、社員の生産性・創造性・幸福感を向上させるため、多様な働く環境を整備します。
- ▶社員の健康保持
 - ・当社は、社員一人ひとりが心身ともに健康で、最大限の能力を発揮できる環境を整備します。

以上

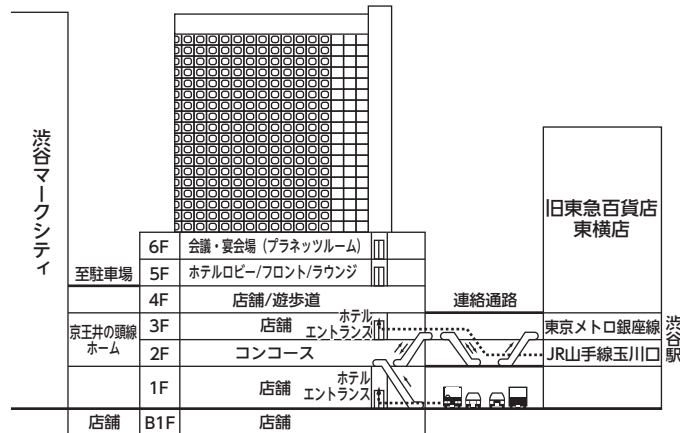
株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティイースト内
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
 連絡先：03-5457-0109（ホテル代表番号）



交通のご案内

- J R（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王井の頭線 「渋谷駅」上部



- 1階又は3階から渋谷エクセルホテル東急専用エレベーターにて6階にお越しください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。